

月刊 登記情報

643 2015年6月号
55巻/6号

おかげさまで

65th
Anniversary

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

法窓
一言

裁判関係文書の表記とその平易化

柳田幸三

「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(平成27年2月6日付け法務省民商第13号民事局長通達)」の解説(上)

南野雅司

動産・債権譲渡登記事務取扱手続準則(平成26年12月22日付け法務省民商第128号民事局長通達)の解説について(1) 金森真吾/吉田勝正

監査等委員会設置会社と登記実務

鈴木龍介/早川将和

現状を突破する新時代の司法書士のビジネスモデルとそれを支える4つのマネジメント

第5回 ミドルマネジメントの役割について 山口 毅

NEWS 全国司法書士法人連絡協議会

7/11(土)に「第2期定時社員総会&第5回集い」開催!

鈴木龍介

BOOK REVIEW

『少額債権の管理・保全・回収の実務』(北詰健太郎・濱田康宏著)

白石 大

供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第54回) 給与債権の第三債務者が、民事執行法第156条第1項に基づき供託をしたが、裁判所に事情届を提出する前に当該差押命令の申立てが取り下げられた場合の債務者への払渡手続について

坂口真知子

坂道をゆく「第30回・杵築」酔屋の坂

小林昭彦

風雲 事務所見聞録

第7回 土地家屋調査士法人えん 代表 小山 章氏

最近の土地境界確定判決を散策する(第43回)

山口智啓

地名と名字(8) 高信幸男

登記実務からの考察

【商業・法人登記】キャッシュ・アウトにおける会社法改正の影響と司法書士の関わり方

大越一毅

商業登記掲示板/成年後見人掲示板

実務の現場から

通達・回答 商業・法人登記 ○平27・2・6民商第14号

監査等委員会設置会社と登記実務

司法書士法人鈴木事務所 司法書士 鈴木龍介
リスクモンスター株式会社 司法書士 早川将和

平成26年改正会社法（平成26年法律90号。以下、「改正法」という。）が平成27年5月1日から施行された。それに伴い、改正法のいわゆる整備法（平成26年法律91号）において商業登記法の改正と商業登記規則の改正（平成26年法務省令33号）がなされ、これらに関する登記手続の細目については、通達（注1）並びに登記記録例（注2）が発出されている。

改正法において創設された監査等委員会設置会社制度は、当初の予想を上回り、既に100社以上の上場企業が移行を表明しており（注3）、制度創設から10年以上が経過して、なお上場企業のうち60社ほどしか導入がなされていない指名委員会等設置会社（注4）とは対照的な滑り出しといっていよう。その背景としては、社外取締役を置かない上場企業等に対し、株主総会や事業報告で「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明を義務付ける規定が置かれたこと（会社法327条の2、会社法施行規則124条2項）や、2人以上の社外取締役を置くことを原則とする「コーポレートガバナンス・コード（原案）」（注5）が平成27年3月5日に策定され、同年6月1日より適用が開始されることがあげられよう。

本稿は、その主な対象が上場企業であるとはいえ、司法書士として知っておくべき監査等委員会設置会社の制度の概要とその移行に関する登記手続について解説するものである。なお、法令の表記については、特段の断りがない限り改正後のものとしている。

I 制度の概要

1 会社類型

監査等委員会を設置することができるのは株式会社のみであり、持分会社や特例有限会社は

これを採用することはできない。なお、株式会社であれば、大会社であるかどうか、公開会社やいわゆる上場企業であるかどうかを問わず設置することができる。

（注1）「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）」（平成27・2・6民商13号通達）

（注2）「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記記録例について（依命通知）」（平成27・2・6民商14号依命通知）（本誌本号99頁）

（注3）平成27・5・1付日本経済新聞（朝刊・13面）

（注4）「指名委員会等設置会社リスト（上場企業）」（2015・5・15現在／日本取締役協会調べ）

http://www.jacd.jp/news/gov/jacd_iinkaiseicchi.pdf（2015・5・18）

（注5）上場企業に対して求めるガバナンスに関する規律として、金融庁と日本取引所グループが主催する「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」で定められた諸原則を取りまとめたもの。

<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1/04.pdf>（2015・4・30）

2 機関設計等

監査等委員会設置会社は、取締役会と監査等委員会を設置しなければならない（会社法326条2項・327条1項3号）。また、監査等委員会設置会社は、指名委員会等設置会社と同様に、取締役会のあり方として業務執行者に対する監督を中心とする、いわゆるモニタリングモデルを指向できる以上、計算書類の適正性と信頼性の確保が重要であり、取締役会とは独立した第三者による監査を受けるべきであるということから（注6）、たとえ大会社でなくても会計監査人を必ず設置しなければならないものとされている（会社法327条5項）。

監査等委員会は3人以上の取締役で構成され、そのうち過半数は社外取締役でなければならない（会社法331条6項）。すなわち、これによって少なくとも2人以上の社外取締役を置くことになる。また、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員取締役」という。）は業務執行をすることができないため（会社法331条3項）、監査等委員ではない業務を執行する取締役（以下、「業務執行取締役」という。）が最低1人はいなければならないことから、監査等委員会設置会社には最低4人の取締役が必要ということになる。

監査役会設置会社の場合、常勤の監査役を選定しなければならないところ（会社法390条3項）、監査等委員会設置会社の場合、必ずしも常勤である監査等委員取締役を置くことは義務づけられていないが、会社が任意に置くことを妨げるものではない。

3 選任

監査等委員取締役は、株主総会決議によって選任される（会社法329条1項）。ただし、監査等委員取締役は、監査等委員取締役以外の取締役とは区別して選任しなければならない（会社法329条2項）。これは監査等委員取締役の地位の独立性を確保するための規定であるとされる（注7）。

業務執行取締役は、監査等委員取締役以外の取締役の中から取締役会決議によって選定される（会社法363条1項・331条3項）。なお、業務執行取締役でもなく、監査等委員取締役でもない取締役も存在することがある。

4 任期

監査等委員取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ（会社法332条1項）、任期の伸長・短縮はともに認められない（会社法332条2項・4項）。例外的に、補欠として選任された監査等委員取締役の任期を他の監査等委員取締役の任期と同一期間に短縮することは許される（会社法332条5項）。

監査等委員取締役以外の取締役の任期は、業務執行取締役であるか否かにかかわらず、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ、たとえ、非公開会社であっても任期の伸長は認められない（会社法332条1項・2項・3項）。

5 業務執行の決定の委任

監査等委員会設置会社における業務執行の決

（注6） 坂本三郎編著『一問一答 平成26年改正会社法』（商事法務、2015年）26頁

（注7） 坂本・前掲（注6）30頁

定は、監査役会設置会社と同様に、取締役会で行うのが原則である（会社法399条の13第1項1号）。ただし、監査等委員会設置会社は、取締役会の機能を、業務執行の決定機関ではなく、主に業務執行取締役の監督機関とすることができることから、指名委員会等設置会社と同様に、業務執行の決定を特定の取締役に委任することができる場合として、2つの特則を設けている。

(1) 原則

監査等委員会設置会社の取締役会は、以下の職務を行う（会社法399条の13第1項1号）。

- i) 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定
- イ) 経営の基本方針
- ロ) 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項等（会社法施行規則110条の4第1項）
- ハ) 内部統制システムの整備（会社法施行規則110条の4第2項）
- ii) 取締役の職務の執行の監督
- iii) 代表取締役の選定・解職

(2) 特則1（社外取締役要件）

総取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役会決議によって一部を除く重要な業務執行の決定を特定の取締役に委任することができる（会社法399条の13第5項）。

(3) 特則2（定款要件）

監査等委員会設置会社は、取締役会決議によって一部を除く重要な業務執行の決定を特定の取締役に委任することができる旨を定款で定めることができ、この場合には、特則1と同

様に、取締役会決議によって定款で許容された範囲内の事項について、特定の取締役に業務執行の決定を委任することができる（会社法399条の13第6項）。

特則1又は特則2によっても特定の取締役に委任することができない事項は、以下のとおりである（会社法399条の13第5項各号）。

1号	譲渡制限株式の譲渡承認・譲渡先指定
2号	自己株式取得の決定
3号	譲渡制限付き新株予約権の譲渡承認
4号	株主総会の議題・招集決定
5号	株主総会提出議案の決定
6号	取締役の競業取引・利益相反取引の承認
7号	取締役会の招集者の決定
8号	監査等委員が会社を訴えた場合の会社代表者の決定
9号	定款の定めに基づく取締役等の責任一部免除の決定
10号	計算書類の承認
11号	中間配当の決定
12号	事業譲渡の内容の決定
13号～17号	組織再編等の内容の決定

Ⅱ 登記の概要

監査等委員会設置会社は、以下の事項を登記しなければならない（会社法911条3項22号）。

1 機関設置

監査等委員会設置会社では、監査等委員会設置会社である旨を登記する。具体的には取締役会設置会社等と同様に、「会社状態区」に登記される（商業登記規則別表第5）。

2 取締役の氏名と区分

監査等委員会設置会社では、監査等委員取締役の氏名と、監査等委員取締役以外の取締役の氏名を登記する。

監査等委員取締役については、すべての取締役を登記した上で代表取締役のように監査等委員である旨と氏名をあらためて登記するのではなく、取締役である旨と氏名とともに、監査等委員である旨が記録される。

3 社外取締役

監査等委員会設置会社は社外取締役の存在を前提とする制度であることから、特別取締役による議決の定め（会社法373条1項・911条3項21号）や指名委員会等設置会社（会社法2条12号・911条3項23号）と同様に、社外取締役についてはその旨を登記する（会社法911条3項22号ロ）。なお、監査等委員取締役以外についても社外取締役であれば、その旨を登記しなければならない。

4 重要な業務執行の決定委任の定款の定め

取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めた場合（会社法399条の13第6項）、当該定めがある旨を登記する。これは、取締役会の機能に関する重要な事項であることから、機関設計の公示の一環として会社状態区（商業登記規則別表第5）に登録することとされたものである（注8）。

当該登記については、具体的な委任の内容で

はなく、あくまで定款の定めがあることを公示するものであり、「重要な業務執行の決定の取締役への委任について定款の定めがある」という定型文を登記することになる（注9）。

Ⅲ 移行の登記手続

本節では、既存の公開会社かつ監査役会設置会社が定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行する場合を念頭に、その登記に関連する手続について言及する。

1 決議

(1) 定款変更

監査等委員会設置会社に移行するにあたっては、株主総会の特別決議により定款変更を行わなければならない（会社法309条2項11号）。

当該定款変更で新設・修正する必要のある主な条項としては、i) 設置機関、ii) 取締役の員数、iii) 取締役の選任方法、iv) 取締役の任期、v) 監査等委員会（関係）、vi) 重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の定め等があげられる。また、監査等委員会と監査役・監査役会は両立しえないため（会社法327条4項）、監査等委員会設置会社に移行する定款変更を行う場合には、それと併せて監査役（会）に関する定めは削除することになる。

移行とは直接的な関係はないが、責任限定契約の人的対象が社外取締役から非業務執行取締役に拡大されたことに伴い（会社法427条）、当該定款の定めを変更するケースも想定される。

（注8） 坂本・前掲（注8）69頁

（注9） 南野雅司「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（平成27年2月6日付け法務省民商第13号民事局長通達）の解説」（本誌本号22頁）

【記載例：定款新旧対照表（抜すい）】

旧	新
(機関) 第〇条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第〇条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
(取締役の員数) 第〇条 当社の取締役は〇名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第〇条 当社の取締役は〇名以内とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする。
(取締役の選任方法) 第〇条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任方法) 第〇条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とは、区別して選任するものとする。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(取締役の任期) 第〇条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(取締役の任期) 第〇条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 補欠または増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(取締役会の決議方法)

第〇条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第〇条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第〇条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(新設)

(重要な業務執行の委任)

第〇条 当社は、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第〇条 （現行どおり）

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第〇条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬とそれ以外の取締役の報酬とは、区別して定める。

(取締役の責任免除)

第〇条 （現行どおり）

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金〇万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査等委員会の招集)

第〇条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

(監査役の員数)

第〇条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第〇条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第〇条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第〇条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第〇条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第〇条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第〇条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(監査等委員会規則)

第〇条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(会計監査人の報酬等)

第〇条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の報酬等)

第〇条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(2) 役員等の選任

現任の取締役は移行に伴い、残存任期の有無にかかわらず、全員がいったん任期満了退任することになることから(会社法332条7項1号)、あらためてすべての取締役を選任し直さなければならない(会社法329条1項)。なお、監査等委員取締役について、従前の監査役を横滑りのに選任することも差し支えない。

監査等委員取締役は3人以上で、そのうち過半数は社外取締役でなければならないことを踏まえ(会社法331条6項)、監査等委員である取締役(特に社外取締役)の欠員に備え、補欠取締役を選任するケースも想定される(会社法329条3項)。

監査等委員会設置会社では会計監査人が必置であるが、従前の会計監査人が任期満了となる定時株主総会で別段の決議がされなかったときには再任されたものとみなされるのは(会社法338条2項)、通常の場合と同様である。

(3) 代表取締役の選定

当該定時株主総会で取締役全員が退任することから、当該定時株主総会直後に取締役会を開催し、監査等委員取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

2 登記すべき事項

(1) 監査等委員会設置会社関係

監査等委員会設置会社への移行においては、前述のとおり i) 監査等委員会設置会社である旨、ii) 取締役の氏名、iii) 社外取締役である旨、iv) 重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任することができる旨の定款の定めがあるときはそれを登記しなければならない。

(2) 役員・機関関係

監査等委員会設置会社は監査役と監査役会を設置できないことから(会社法327条4項)、監査役設置会社・監査役会設置会社の定め廃止と監査役の退任の登記をしなければならない。

現任の取締役については、移行時に全員が任期満了退任となることから(会社法332条7項1号)、(代表)取締役の退任・就任(重任)の登記をしなければならない。なお、従前の取締役が退任と同時に監査等委員取締役に就任した場合の登記原因は「重任」ではなく、「退任」・「就任」となるが、監査等委員取締役以外の取締役に就任した場合の登記原因は「重任」とされる(注10)。

会計監査人についても退任・就任(重任)の登記をしなければならないのは、通常の場合と同様である。

監査等委員取締役であっても、その就任（重任）登記に際して、婚姻前の、いわゆる旧姓を併記して登記をするよう申出をすることができる（商業登記規則81条の2第1項）（注11）。

仮に代表取締役の全員が日本に住所を有しない場合でも登記が受理される取扱いとなった点については、監査等委員会設置会社であっても、通常の場合と同様である（注12）。

(3) その他

監査等委員会設置会社への移行と併せて、必要に応じていわゆる責任免除の規定（会社法426条）や責任限定契約の対象者を拡大する等の規定（会社法427条）にかかる定款変更を行った場合には、それらについての変更の登記をしなければならない。

3 添付書類

監査等委員会設置会社への移行にかかる登記申請には、以下の書面を添付しなければならない。なお、株主総会・取締役会については決議省略（会社法319条・370条）ではなく、実開催によるものを想定している。

(1) 株主総会議事録

定款変更並びに役員等の選任にかかる決議を行った株主総会の議事録を添付する（商業登記法46条2項）。

(2) 取締役会議事録

代表取締役の選定にかかる決議を行った取締役会の議事録を添付する（商業登記法46条2

項・3項）。

当該議事録には、取締役会に出席した取締役（を含む監査等委員取締役）がいわゆる個人の实印を押印し、印鑑証明書を添付しなければならないのが原則であるのは、通常の場合と同様の取扱いである（商業登記規則61条4項3号）。

(3) 就任承諾書

役員等が就任を承諾したことを証する書面（以下、「就任承諾書」という。）を添付する（商業登記法54条1項・2項）。

代表取締役にかかる就任承諾書には、いわゆる個人の实印を押印し、印鑑証明書を添付しなければならないのが原則であるのは、通常の場合と同様の取扱いである（商業登記規則61条2項・3項）。

新任の取締役については住民票の写し等の、いわゆる本人確認証明書を添付することを要し、就任承諾書には当該証明書に登載された住所・氏名と同一のものが記載されていなければならない（商業登記規則61条5項）。なお、株主総会議事録の席上就任承諾の旨の記載を援用する場合、当該議事録には氏名のみではなく住所も記載されていなければならない。本規定の趣旨は、取締役の実在性確認であり、虚無人名義の登記の防止にある。そこで、従前の取締役が監査等委員取締役に就任する場合には、前述のとおり登記原因は「退任」・「就任」ではあるものの、再任と評価することができることから本人確認証明書の添付は不要であると考ええる。問題なのは、従前の監査役が横滑り的に監査等

（注10） 前掲（注1）通達・第2部、5、（2）、ア（9頁）

（注11） 具体的な取扱いについては、「商業登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）」（平成27・2・20民商18号通達、本誌642号125頁）を参照されたい。

（注12） 「内国株式会社の代表取締役の全員が日本に住所を有しない場合の登記の申請の取扱いについて（通知）」（平成27・3・16民商29号通知、本誌642号123頁）

委員取締役になる場合に本人確認証明書が必要であるかどうかという点であるが、これまで登記簿に記録されていた者は既に実在性が確認済であるとするのであれば、本人確認証明書の添付は不要と解釈することもできるが、現時点では、失敗のない実務という観点から本人確認証明書を添付するのが無難であると考ええる。

(4) その他

会計監査人の就任（重任）にかかる就任承諾書（商業登記法54条2項1号）・資格を証する書面（商業登記法54条2項2号・3号）、旧姓併記申出にかかる旧姓を証する書面（商業登記規則81条の2第2項）、登記申請委任状（商業登記法18条）を必要に応じて添付することになるが、それらについては通常の場合と同様の取扱いである。

4 登録免許税

監査役会の廃止及び監査等委員会設置会社である旨の登記分として3万円（登録免許税法別表1、24(1)ワ）、役員等の就・退任の登記分として3万円（ただし、資本金の額が1億円以下の会社にあつては1万円。登録免許税法別表1、24(1)カ）、監査役の廃止は、いわゆるその他の変更登記分として金3万円（登録免許税法

別表1、24(1)ツ）を納付しなければならない。

重要な業務執行の決定の取締役への委任について定款の定めを設けた場合や責任免除に関する規定・責任限定契約に関する規定の定款変更を行った場合であっても、前述のその他の変更登記分と同一区分であることから別途納付することは要しない。

旧姓併記の申出を行う場合、これは登記申請ではなく、あくまで「申出」であることから独立して登録免許税を納付することは要しない（注13）。

IV 終わりに

改正法施行直後の現時点で監査等委員会設置会社を採用する大多数は、上場企業であると思われるが、本来、すべての株式会社が取りうる新たな機関設計であることから、今後、上場会社の子会社群や上場を目指すベンチャー企業等が採用するケースもあろう。そのようななか、司法書士としても、監査等委員会設置会社制度の今後の動向に注目するとともに、登記手続きを含む実務に精通しておく必要があるものと考えている。

（すずき りゅうすけ）

（はやかわ まさかず）

（注13） 櫻庭倫「平成26年度における商業・法人登記及び動産・債権譲渡登記主要通達等について」（本誌642号17頁）

【記載例：履歴事項証明書（監査等委員会設置会社／一部省略）】

商 号	株式会社ABC商事	
本 店	東京都中央区日本橋〇丁目△番□号	
役員に関する事項	取締役 山 田 一 郎	平成〇年 6月25日重任 平成〇年 6月30日登記
	取締役 岡 田 二 郎	平成〇年 6月25日退任 平成〇年 6月30日登記
	取締役 松 田 三 郎	平成〇年 6月25日退任 平成〇年 6月30日登記
	取締役・監査等委員 (社外取締役) 藤 田 四 郎	平成〇年 6月28日就任 平成〇年 6月29日登記
	取締役・監査等委員 (社外取締役) 石 田 五 郎	平成〇年 6月28日就任 平成〇年 6月29日登記
	取締役・監査等委員 木 田 六 郎	平成〇年 6月28日就任 平成〇年 6月29日登記
	東京都千代田区九段南〇丁目△番□号 代表取締役 山 田 一 郎	平成〇年 6月28日重任 平成〇年 6月29日登記
	監査役 藤 田 四 郎	平成〇年 6月25日退任 平成〇年 6月30日登記
	監査役 石 田 五 郎	平成〇年 6月25日退任 平成〇年 6月30日登記
	監査役 木 田 六 郎	平成〇年 6月25日退任 平成〇年 6月30日登記
	会計監査人 ○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人	平成〇年 6月25日重任 平成〇年 6月30日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成〇年6月25日変更 平成〇年6月30日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成〇年6月25日廃止 平成〇年6月30日登記	
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成〇年6月25日廃止 平成〇年6月30日登記	
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成〇年6月25日設定 平成〇年6月30日登記	
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成〇年6月25日設定 平成〇年6月30日登記	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成〇年6月25日設定 平成〇年6月6日登記	
登記記録に関する事項	設立 平成〇年6月6日登記	